

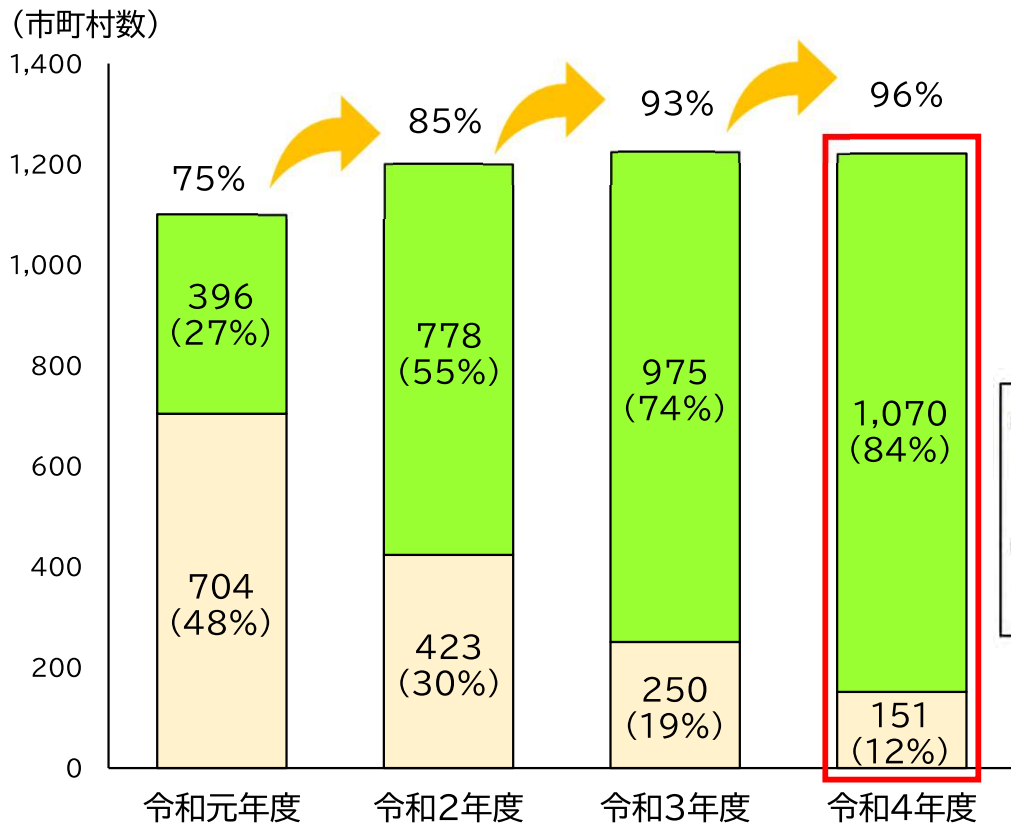
森林経営管理制度の取組状況について

令和5年10月

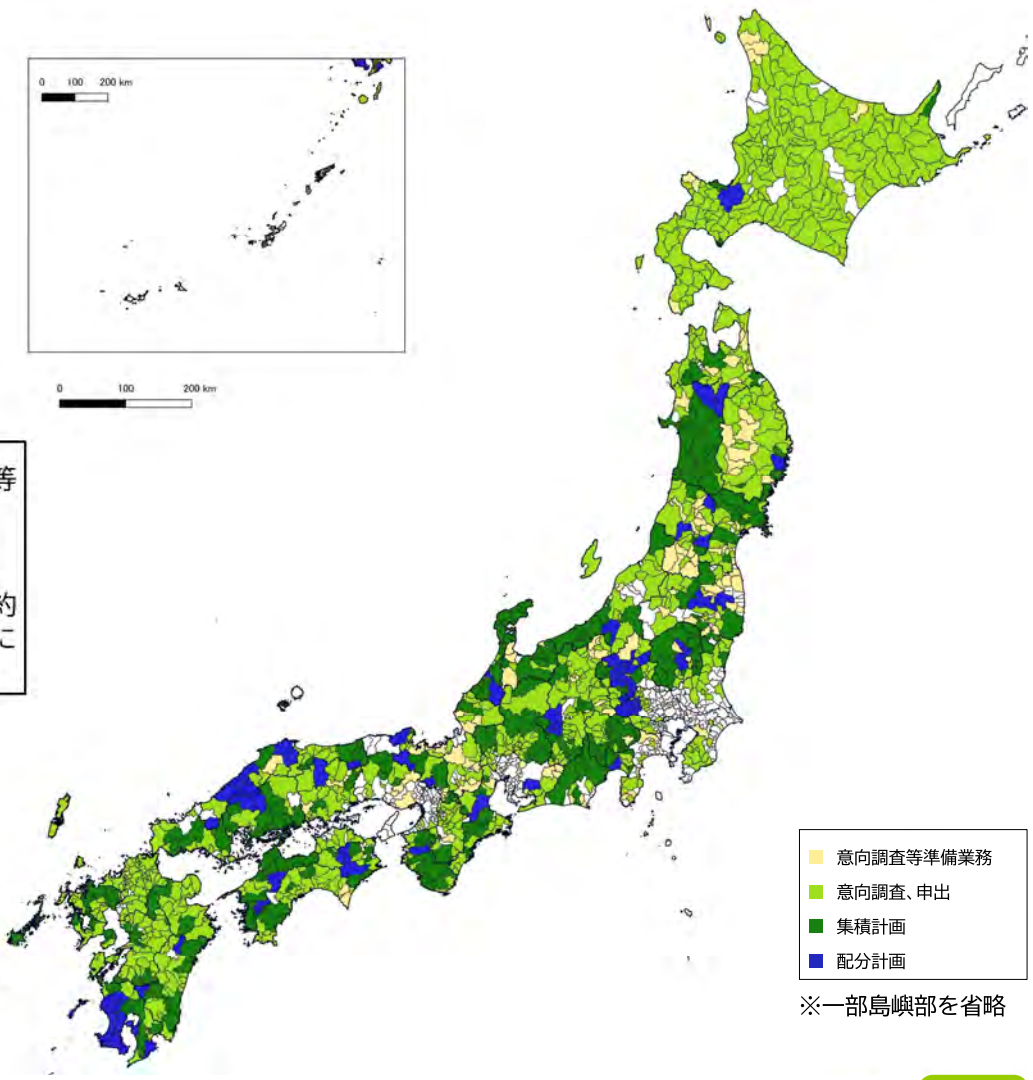
林野庁

森林経営管理制度に取り組む市町村

➤ 令和4年度末までに、私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村のほぼ全てで、森林経営管理制度に係る取組を実施。制度の活用が必要な市町村の約8割で、森林経営管理制度に基づく意向調査を実施。



■ 意向調査等の取組
□ 集積・集約化の取組に係る準備



■ 意向調査等準備業務
■ 意向調査、申出
■ 集積計画
■ 配分計画

※一部島嶼部を省略

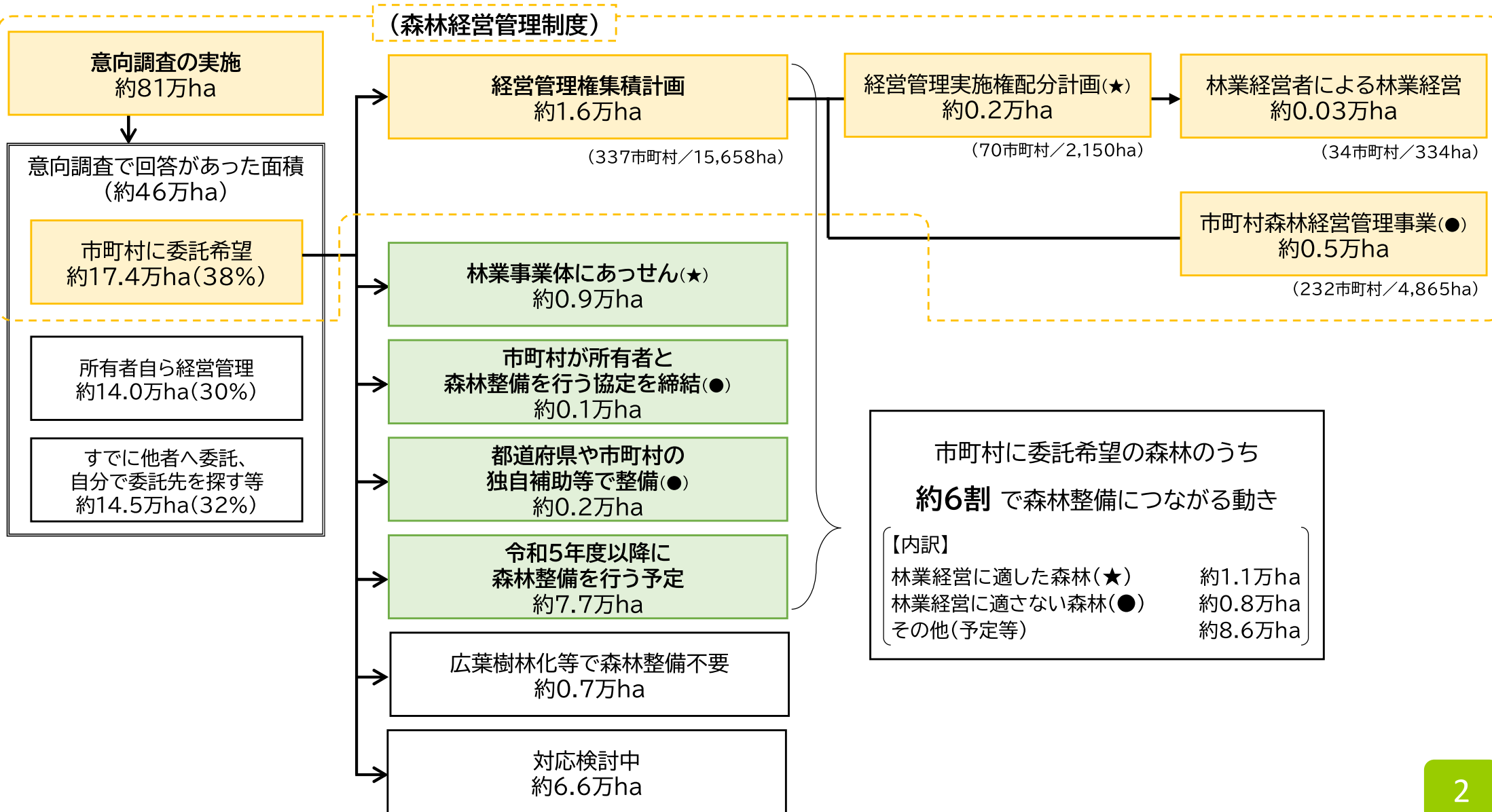
注1) ()内は私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村数(R1:1,470、R2:1,408、R3:1,313、R4:1,276)に対する割合。
 2) 「私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村」とは、私有林人工林がある市町村から、私有林人工林が極めて少ない等整備・活用の必要性が低い市町村、既に経営管理が行われている、もしくは森林経営管理制度以外の方法で実施する市町村を除いたもの。
 3) 「意向調査等の取組」には、意向調査の実施、申出受理、経営管理権集積計画・経営管理実施権配分計画の策定を含む。
 4) 「集積・集約化の取組に係る準備」には、森林資源情報や所有者情報の整理・分析・精緻化を含む。

森林の経営管理の集積・集約化に係る取組状況(市町村数)

森林の経営管理の集積・集約化に係る取組状況(全国図)

森林経営管理制度等による森林整備の推進

➤ 意向調査は、制度開始から4年間で約81万haを実施。回答があったもののうち、約4割の所有者から市町村への委託希望があり、その約6割では森林整備につながる動き。



令和4年度の取組事例

【経営管理権集積計画に基づく市町村による間伐の実施】

ゆりほんじょう
 <秋田県由利本荘市>

- 由利本荘市は、民有林の約40%が私有林人工林であり、うち60%の森林で適切な森林整備が進んでいないことから、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理法に基づく森林整備を推進する方針。
- 令和4年度は、約2,700名(4,206ha)の意向調査に取り組むとともに、令和2～4年度に意向調査を実施した森林において、41haの経営管理権集積計画を策定し、41haの間伐を実施した。
- 令和5年度以降も森林整備が増加する見込み。



<森林整備前>



<森林整備後>

【経営管理実施権配分計画に基づく主伐・再造林等の実施】

もがみまち
 <山形県最上町>

- 最上町では、地区からの要望を受けて森林経営管理制度等を活用した森林整備を実施。
- 令和3年1月に意向調査、委託希望のあった森林のうち46haで集積計画、配分計画を策定。
- 令和4年10月に主伐3.88ha(所有者4名)、搬出間伐0.76ha(所有者1名)を実施(主伐箇所について、令和5年11月に再造林予定)。

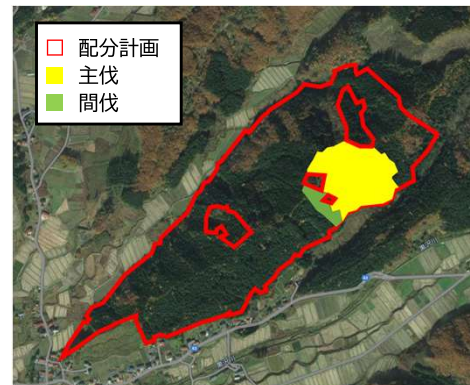
<主伐>

経 費: 2,762万円
 木材販売: 3,806m³
 収 入: 3,371万円
 収 益: 609万円

※収益のうち、再造林に
 約30万円かかる見込

<搬出間伐>

経 費: 96万円
 木材販売: 140m³
 収 入: 119万円
 収 益: 23万円



<R4主伐・搬出間伐実施箇所>
 (主伐:3.88ha、間伐:0.76ha)



<主伐後の状況>

所有者不明森林等に係る特例措置

- 森林経営管理法では所有者不明森林等について、探索・公告等一定の手続を経ることで市町村に経営管理権の設定を可能とする特例を措置。
- これまでに133市町村が森林所有者の探索を実施。6市町において特例の活用に向け公告等を実施。

<令和4年度までの取組状況>

- 探索に取り組んだ市町村 133市町村
- 探索を行った所有者等 約8,300人、約5,200ha
うち判明した所有者等 約4,500人、約3,000ha
- 特例措置に係る公告を実施した市町村 6市町 ※()内は経営管理権設定時期
共有者不明森林:鳥取県若桜町(R3.10)、京都府綾部市(R5.4)、北海道千歳市(R5.7)、群馬県甘楽町(手続中)、長崎県波佐見町(手続中)
所有者不明森林:青森県三戸町(手続中) 確知所有者不同意森林:京都府綾部市(R5.4)

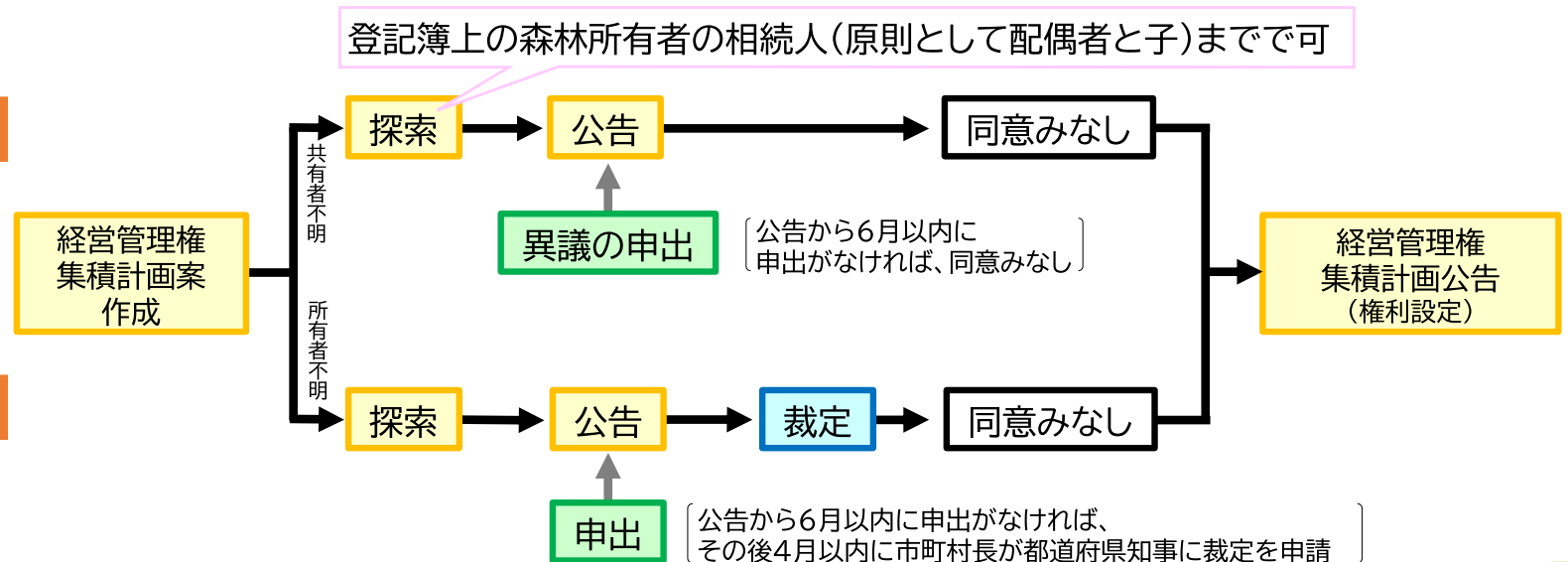
【特例の概要】

共有者不明森林の特例

- ・森林所有者の一部が不明
- ・知っている全員が計画作成に同意

所有者不明森林の特例

- ・森林所有者全員が不明



※この他、確知されている森林所有者の一部又は全部が集積計画の策定に不同意な場合の特例（確知所有者不同意森林特例）も措置

令和4年度の取組事例

【共有者不明森林に係る特例の活用】

かんらまち
＜群馬県甘楽町＞

- 令和元年度に、対象地区22haの森林所有者に意向調査を実施。その結果、所有者全員が判明した森林17haについては、令和5年3月に集積計画を策定。
- 残りの3.3haの森林は、地区の代表者4名の連名で登記。うち3名は相続登記が行われ、同意が取得できたが、残る1名は現在の共有者を確知できなかったため、共有者不明森林の特例を活用。
- 令和5年3月に、特例措置の手続きとして、集積計画案の公告を開始。
- 経営管理権設定後、町は配分計画を策定し、事業者への再委託を行う考え。



集積計画策定済み森林(17ha)

共有者不明森林(3.3ha)

【所有者不明森林に係る特例の活用】

さんのへまち
＜青森県三戸町＞

- 青森県三戸町では、特に民家等の保全対象に近接する森林から優先的に森林経営管理制度を活用。
- 住宅地に隣接する森林について、一部で倒木が発生し、整備の必要性があるものの、所有者が不明。
- 令和2年度に意向調査を実施し、令和4年8月に対象地区の所有者探索を実施。結果、現在の所有者を確知できず、同意を取ることができないことから、所有者不明森林の特例を活用。
- 令和4年12月に、特例措置の手続きとして、集積計画案の公告を開始。令和5年度中に県への裁定申請に進む予定。
- 経営管理権設定後、町は皆伐を行い低木樹種の植栽を実施したい考え。



(参考)森林経営管理制度の取組の流れ

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

